公の施設の指定管理者制度への移行スケジュール

設置条例の制定・改正

規定する内容
- 指定管理者による管理
- 管理の基準
- 業務の範囲
- 利用料金に関する事項（必要に応じて）

導入・見直しの検討

- 担当課において、募集要項、施設の概要、仕様書、選定基準、審査項目を作成

指定管理者の募集

- ホームページ、広報などで公募
- 募集の告示（施設の概要、申込資格、選定基準など）

応募

- 提出書類の確認等

選定委員会での選定

- 下記選定基準を基本とし、施設設置目的に応じた審査項目により、選定委員会において選定。

  選定基準

  ① 施設の平等な利用の確保する
  ② 施設の適切な管理、サービスの向上を図る
  ③ 施設の管理を安定して行う能力を有する
  ④ 経費の縮減

指定の議決

- 指定管理者となるべき団体の名称、指定期間などに関する議決
- 本市が指定期間内に支払うべき管理費用に係る債務負担行為の議決（時期・必要に応じて）

指定の通知・告示・協定の締結

- 相手側に指定管理者として指定する旨を文書で通知
- 指定管理者の指定について市民に対して告示
- 指定管理者と管理の細目的事項について協定を締結

管理業務の開始

- 管理業務を開始

事業報告・業務の調査等

- 指定管理者は、毎年度終了後事業報告書を提出
- 市は必要に応じて報告を求める
- 市及び第３者による事業報告書のチェックなど

指定期間の満了

- 指定管理者による管理を継続する場合は、再度選定手続を実施